

## 第10章 教育委員会・学校における情報化の推進体制

本章では、教育の情報化を推進するための体制や方策について、教育委員会、学校、それぞれの役割を明確にして解説する。

第1節では、教育委員会の役割、特に、情報化の統括責任者としての教育CIO（Chief Information Officer）の機能と、学校と連携した情報化の推進体制について述べる。第2節では、学校の役割について、学校CIOとしての管理職の機能と校内の推進体制を中心に述べる。

また、教育の情報化の推進において教員をサポートするICT支援員について、教育委員会の体制整備の在り方と学校での活用について解説する。

### 第1節 教育委員会と学校が連携した教育の情報化の推進体制

#### 1. 教育委員会（教育CIO）が果たすべき役割

「IT新改革戦略」（平成18年1月IT戦略本部決定）において、学校のICT化のサポート体制強化の必要性が提言され、平成20年3月には、文部科学省の「学校のICT化のサポート体制の在り方に関する検討会」が、「学校のICT化のサポート体制の在り方について～教育の情報化の計画的かつ組織的な推進のために～<sup>1</sup>」を取りまとめた。ここでは、この報告書の趣旨に沿って、教育委員会が地域や学校における教育の情報化を計画的かつ組織的に進めるための役割について述べる。

##### (1) 教育の情報化のビジョンを策定し、広く浸透させる

教育の情報化は、教育計画全体の中に位置付けられるべきものであり、各教育委員会がそのビジョンを策定し、推進していくことが求められる。

第1章第3節でも述べたとおり、政府の「教育振興基本計画」は、教育基本法に基づき策定された計画であり（平成20年7月1日閣議決定）、教育基本法に示された教育の理念の実現に向けて、今後10年間を通じて目指すべき教育の姿を明らかにするとともに、今後5年間（平成20～24年度）に取り組むべき施策を総合的・計画的に推進することを明記している。その一部を再掲する。

「教育振興基本計画」（抜粋）

第3章 今後5年間に総合的かつ計画的に取り組むべき施策

##### (2) 施策の基本的方向

基本的方向4 子どもたちの安全・安心を確保するとともに、質の高い教育環境を整備する

##### ② 質の高い教育を支える環境を整備する

子どもたちが、質の高い充実した教育環境の中で学ぶことができるよう、教材や図書の整備を図る。また、「分かる授業」の実現や「確かな学力」の向上、事務体制の効率化や家庭や地域との連携に資するよう、学校における情報化の推進に取り組む。

◇学校の情報化の充実

<sup>1</sup> 文部科学省ホームページからアクセスできる。 [http://www.mext.go.jp/a\\_menu/shotou/zyouhou/1296898.htm](http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/zyouhou/1296898.htm)

教育用コンピュータ、校内 LAN などの ICT 環境の整備と教員の ICT 指導力の向上を支援する。また、教材・コンテンツについて、その利用等を支援し、ICT の教育への活用を促すとともに、校務の情報化、ICT 化のサポート体制の充実を促す。IT 新改革戦略に基づき、平成 22 年度までに、校内 LAN 整備率 100%、教育用コンピュータ 1 台当たりの児童生徒数 3.6 人、超高速インターネット接続率 100%、校務用コンピュータ教員 1 人 1 台の整備、すべての教員が ICT を活用して指導できるようになることを目指すとともに、教育委員会や小中高等学校等への学校 CIO の配置を促す。

また、平成 23 年の地上デジタル放送への移行を踏まえ、その効果を教育において最大限活用するための取組を支援する。

これを踏まえ、各地方自治体は、その教育振興基本計画（教育基本法において地方自治体の努力義務とされている）等の中に、教育の情報化についての方針を地域の実態に応じて明確に位置付けることが求められる。

都道府県レベルでは、既に、重点施策の一つとして、国の整備基準に基づいた、あるいは地域の実態に基づきそれを超えた整備計画や、ICT を活用した授業力の向上が明記されている。

市町村レベルでも、教育の情報化を教育施策の一つとして位置付けることが望ましく、ICT 環境整備、特に普通教室の ICT 環境整備や、児童生徒の学力向上を図ったり情報活用能力を身に付けさせたりするための ICT 活用について、教育振興基本計画や学校教育基本構想等に盛り込まれている。

このほか、地方自治体によっては、情報モラル教育や、携帯電話を含むメディアとのかかわりなどについて、学校、保護者、企業等の連携による取組みを重点化しているところもある。

このように、地域の教育計画に教育の情報化を明確に位置付けることにより、教育委員会内においては、担当部署だけでなく、すべての部署の担当者がビジョンを共有し、教育の情報化の重要性を認識することが不可欠である。学校への指導・助言の役割を担う指導主事（特に ICT 担当以外の指導主事）は、それぞれの教科指導の中で ICT の活用を意識して指導に当たることができるよう力量を高める必要がある。また、第 9 章で述べたように、特別の支援を必要とする児童生徒への指導に役立てることも重要である。

策定したビジョンを浸透させるために、教育委員会内の各部署がその趣旨をよく理解して共通見解をもつことはもちろん、関連施策も含めて機会あるごとに広く学校、保護者、地域住民へ周知を図り、理解を得ることも重要である。特に、学校ウェブサイトや教育広報誌などで積極的に発信することが求められる。

## (2) ICT 環境整備計画を策定し、学校の ICT 環境を整備する

教育の情報化を進める上で、第 8 章で述べたように、適切な ICT 環境整備を進めることは急務である。しかしながら、教育の情報化のための予算は優先順位が低く、なかなか整備計画が立てられないのが現状である。このため、教育の情報化に必要な経費が地方財政措置されていることを理解し（第 8 章第 3 節参照）、首長部局を含めた関係部局と調整しながら予算をいかに確保して教育の情報化を進めていく

か、教育委員会の力量が問われている。

教育の情報化の理念に沿った学校の ICT 化のビジョンに基づき、地域の実態に応じた整備計画を策定し、授業、校務、情報発信、それぞれに対応した適切な ICT 環境整備を進める必要がある。

IT 新改革戦略に示されているように、1) 校務のために、教員 1 人 1 台のコンピュータを配備すること、2) 日常的に ICT を活用した授業を実施するために、校内 LAN や普通教室における ICT 環境を整備すること、3) 学校が積極的にウェブサイトで情報発信できるように、特別な技術を必要とせず簡単に情報発信できるしくみを取り入れることなどが、早急に求められる。

学校の ICT 環境整備については、授業や校務で活用する教育用システムは、行政用システムとは異なるシステムであると考えられる必要がある。このことを、情報セキュリティ面も含めて関係部局と連携して計画していくことが重要である。なお、ICT 機器・ネットワークなどの保守管理は教育委員会が一括して委託するなど、学校や教員に負担がかからないよう留意すべきである。

### (3) 推進体制の整備

学校の ICT 化のビジョンを構築し、それに必要なマネジメントや評価の体制を整備しながら、統括的な責任をもって地域における学校の ICT 化を推進する人材として、教育の情報化の統括責任者である「教育 CIO」を教育委員会に配置することが求められる。また、教育 CIO の機能が、教育、技術、行政のいずれの分野についても十分発揮できるよう、教育 CIO の補佐役が必要である。

例えば、教育 CIO の業務遂行を補佐する「教育 CIO 補佐官」の配置 (図 10-1)、あるいは「教育情報化推進本部」などの組織の設置によって (図 10-2)、横断的な取組み体制をつくり、全体として実効ある教育 CIO 機能を実現するのである。

なお、教育の情報化を進めるに当たって、知識や経験が十分ではない地方自治体は、専門的な知識を有する大学等の外部人材の積極的な活用も検討すべきである。

ICT の導入時は、教員の意識改革を図りながら、運用面での指導やトラブルに丁寧に対応していくことが必要となる。

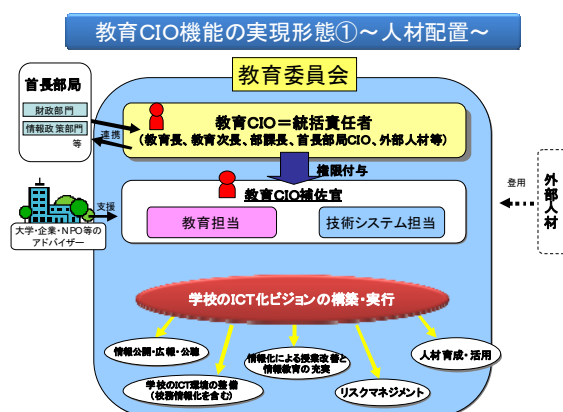


図 10-1 教育 CIO 機能の実現形態 (人材配置)

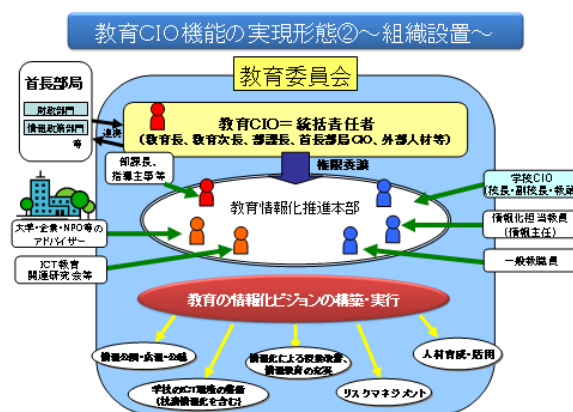


図 10-2 教育 CIO 機能の実現形態 (組織配置)

そのため、ICTに特化した機動力のある特別の専門組織（例えば、ICT活用教育推進室など）を設立することで効果を上げている地方自治体もある。こうした組織は、関連部局と連携して横断的に教育の情報化を進めていくための中心となる。

## 2. 教育CIOの機能

学校のICT化において、統括的な責任者であるCIOが担うべき機能とは、「学校のICT化について統括的な責任をもち、ビジョンを構築し実行すること」である（図10-3）。こうした機能を、学校のICT化における以下の諸課題に対応して、発揮させていくことが必要である。

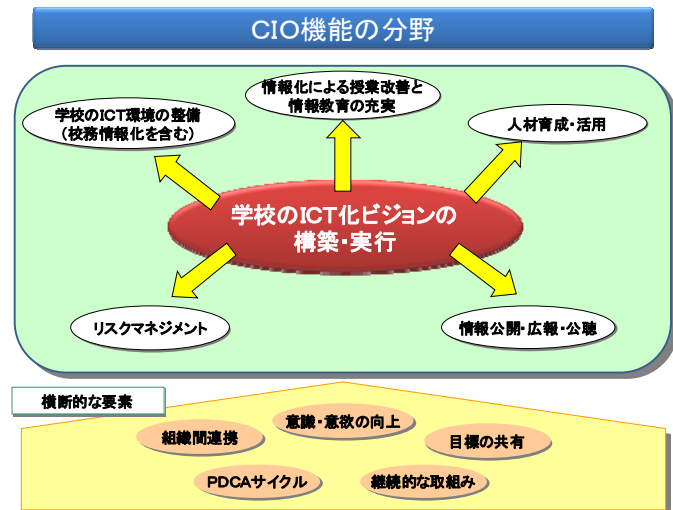


図10-3 CIO機能の分野

### (1) 情報化による授業改善と情報教育の充実

第3章で解説した教科指導におけるICT活用や第4章の情報教育、第5章の情報モラル教育について、本手引に示す内容を基に、地域の実態に即したモデルとなる指導計画の開発や効果的な実践事例の調査・研究を行う。授業研究の促進と教育の情報化に関する研究組織への支援などを推進することにより、ICT環境を有効に活用し、学力の向上を目指した授業改善、情報活用能力の育成のための情報教育、情報モラル教育の充実を図る。

### (2) 学校のICT環境整備（校務の情報化を含む）

国の整備目標及び地域・学校のニーズに応じたICT環境整備を進めるため、整備計画を策定し、定期的に見直すとともに、関係部局とも連携して計画・予算化を行う。同時に、予算獲得のための計画の有効性・妥当性を示す情報の収集・活用を進め、ICT環境整備を戦略的に進める。第3章でその必要性を述べているように、授業改善のためにはICT活用の日常化が不可欠であり、普通教室のICT環境整備を進めることが求められる。また、第6章で解説したように、教員1人1台のコンピュータ配備は、校務の効率化、情報の共有化などの前提となるため、早急に実現すべきである。

### (3) リスクマネジメント

情報セキュリティと利便性、学校現場での現実に即した運用を考慮しながら、必要な学校情報セキュリティポリシーの策定や監査の実施、体制・システムの整備等を行う。また、児童生徒の個人情報保護や情報漏洩事故への対応等、情報セキュリティ上のリスクに適切に対応するマニュアルを作成するとともに、事故防止のための改善策を速やかに実施する。（詳細は第6章第4節を参照）

#### (4) 情報公開・広報・公聴

教育委員会が保有する情報を、よりよい学校づくりなどのため保護者や地域住民に積極的かつ戦略的に発信し共有することにより、開かれた学校づくりに資する。教育の情報化についても、教育委員会としてのビジョンを明確に示すと同時に、ICT環境整備・活用状況などの情報化の指標について現状を正確に把握し公表する。校務の情報化と併せて、各学校が学校ウェブサイトによる情報発信やパブリックコメント制度の活用を積極的に行い、保護者・地域住民との双方向のコミュニケーションを促進する。学校ウェブサイトの作成・更新の容易なシステムを整備することも教育委員会の役割である。

#### (5) 人材育成・活用

学校のICT化を組織的に進めるため、学校における管理職のリーダーシップや教員のICT活用指導力を向上させるための研修を体系的に実施するとともに（第7章第2節参照）、教育委員会・学校、教員をサポートするため外部人材を積極的に育成・活用する。

例えば、次項で示すように、ICT支援員を教育委員会内に配置することが求められる。このICT支援員は、様々な地方自治体で非常に大きな効果を上げている。

### 3. 学校との連携

教育の情報化を推進する上で、教育委員会の役割は大きいですが、実際に統括的な責任をもって学校のICT化を進めるのは、「学校CIO」としての管理職である。ここでは、教育CIOと学校CIOがどのように連携しながら教育の情報化を進めていけばよいのかについて述べる。

#### (1) 学校の実態把握と情報提供

各学校における教員のICT活用指導力の実態、授業や校務におけるICT活用の状況、リスクマネジメントや情報公開の実態について把握・分析して、それらを知らせ、各学校が今後ICT化を進める上での戦略をもてるようにする。

また、管理職が、学校CIOとして、校内の情報化におけるリーダーシップを発揮して学校経営するための必要な情報（教育の情報化に関する資料、実践事例資料など）を提供するとともに、互いの情報化戦略を情報交換し、協議することができるような管理職研修を実施する。さらに、それぞれの管理職に対して、ICT化を進める上での経営上の相談にのったり、校内研修や授業等の支援を行ったりすることが求められる。

## (2) 学校の ICT 化推進サポート

前項で述べたように、ICT 活用が普及し定着していく段階までは、学校の ICT 化を支援するために、教育委員会内に、教員の ICT 活用（例えば、授業、校務、教員研修等の場面）をサポートする「ICT 支援員」を配置することが必要である（図 10-4）。その人材を育成し、OJT 等によって資質を高め、随時学校からの要請に応じてサポートする体制をつくることが望ましい。学校単位ではなく地域で共有する形で活用していくことが、域内の学校における様々な実践例やノウハウの獲得を可能とし、地域全体として ICT 活用の水準向上が図られる点で、非常に効果的である。

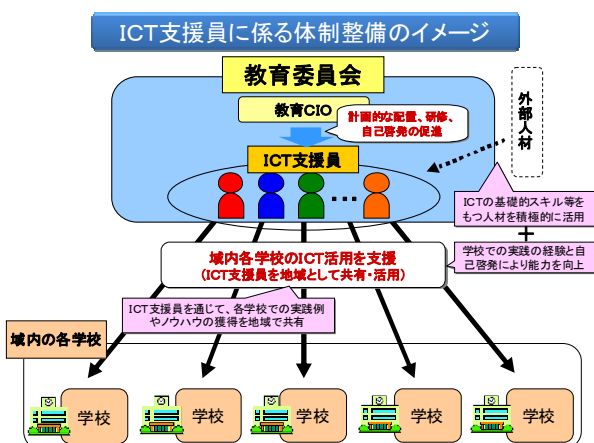


図10-4 ICT支援員に係る体制整備のイメージ

## 第2節 教育の情報化の推進に当たり管理職に求められること

### 1. 管理職（学校CIO）の役割

前節で述べたように、統括的な責任をもって域内における学校の ICT 化を進める教育 CIO の役割は非常に大きいですが、実際に学校現場を動かすのは管理職であり、特に校長である。以下に、学校の ICT 化を進める、学校 CIO としての管理職の役割について述べる。

教育の情報化を進めるに当たり、まず校長が、次のことを理解することが大切である。それは、教科における児童生徒の ICT 活用は、教科の学習を深めるとともに、情報活用能力の育成を図る目的があるということである。これら 2 つの目的を達成するために両者をバランスよく計画し、指導していくことが必要である。特に、指導力の高い教員が ICT を活用することによって、さらに授業の質が高められることに気付かせることが大切である。

以上のような視点で校内のリーダーシップを発揮していくことが求められる。

#### (1) 情報化の重要性・必要性の理解が重要

管理職自身が教育の情報化の重要性・必要性を理解し、それに関わる施策等の情報収集に努め、ICT 環境の充実や情報化推進施策について教育委員会に相談したり要望したり、積極的な姿勢が求められる。また、常時、校内の教職員に情報化の重要性・必要性を正しく伝えること、整備された機器を有効に活用していく方針を打ち出すことが推進の第一歩である。

## (2) 求められるマネジメント力

校長は、ICT活用の意義をよく理解し、リーダーシップを発揮して校内のICT化を推進していく体制を整える。必要なのはスキルではなく、理解と周知とマネジメント力である。その際、教員が困ったときに相談にのったり、安心して指導に当たったりできるような環境づくりを行う。具体的には、情報化を推進するための校務分掌の組織化と適切な人材配置、学校の情報化を支援する外部人材や技術サポートの活用など、校内組織や人的側面での工夫が不可欠である。これらの体制を整えた上で、全教職員が必然的にICTを活用していくような具体的な運営方針と校内の雰囲気づくりを行う。

## (3) 学校経営計画、学校評価への位置付け

学校経営計画及び学校評価項目に、校内の情報化を取り入れることで、授業や校務、情報発信等のICT活用の具体的な取組指標や成果指標を、保護者や地域住民、教育委員会と共通の意識をもって、連携して推進することができる。また、その評価結果を活用することで、授業改善や校務改善等の視点から、必要なICT環境やサポート体制を教育委員会に求め、提案することができる。

## 2. 校内情報化推進体制の構築

校長、副校長、教頭といった管理職と、教務主任、情報化担当教員（情報主任）の連携による学校全体の情報化を推進するだけでなく、具体的に情報化を推進するための校務分掌を組織化することが望ましい。その際、情報化担当教員（情報主任）は、授業でどのようにICTを活用するかといった具体的な活用場面や各教科・領域での実践事例を校内に広め、校内の教員が計画的に実施することを推進する役割をもつ。技術担当としての機能だけではなく、カリキュラムコーディネータとして機能させることが授業でのICT活用、情報教育実践の普及に効果的である。また、実務者レベルでの学校間の情報交換により校内情報化の普及ノウハウを相互活用することが効果的である。

### (1) 管理職と教務主任や情報化担当教員（情報主任）との連携による学校全体の情報化推進

教育課程全体を管理している管理職、教務主任、情報化担当教員（情報主任）が中心となって、効率的に、校内の情報化を推進していく体制をとる。学校CIOの補佐役が教務主任あるいは情報化担当教員（情報主任）であり、この補佐役の主導のもと、情報化担当教員（情報主任）や教務主任、学年主任等が連携して実際に中心となって動く役割を担う。

### (2) 学校間の情報交換による普及ノウハウの相互活用

各地方自治体における推進体制は同じでも、それぞれの学校の実態により、推進状況に違いが出てくる。各学校の実務レベルでのリーダーとなる教務主任どうしなどで課題や戦略を共有し、どのように推進したらいいのか互いに知恵を出し合う場

(教務主任研修等) を設けると効果的である。

### (3) カリキュラムコーディネータとしての情報化担当教員 (情報主任)

情報主任は、校内の ICT 活用を活性化させるに当たり、教育課程に ICT 活用と情報教育をどのように位置付けるか、すなわち、情報教育の年間指導計画を提案するカリキュラムコーディネータとしての役割が求められる。例えば、教務主任と一緒に、教育課程に ICT 活用を位置付け、各教科・領域での効果的な活用方法の参考事例を集めて提案したり、情報活用能力を体系的に育成していく視点から、総合的な学習の時間の年間指導計画上に計画的に位置付けたりすることなどが求められる。

また、日常的な活用のための ICT 環境整備や運用の工夫、校内研修会、授業研究会の企画実施や、ICT 支援員と連携した活用支援も重要な役割である。機器のトラブルやネットワークの障害対応等については、深入りせず、保守管理業者に対応を任せるようにする。

## 3. 学校の情報化の具体化

学校の情報化をどのように進めていくか、ここでは、以下の各項目について、各章との関連を図りながら、管理職の役割を記述する。

### (1) 情報化による授業改善と情報教育の充実

学力の向上を目指した授業改善、情報活用能力の育成のための情報教育の充実を、教育課程上に位置付ける。具体的には、ICT の活用を、学習指導要領に基づいて作成する各教科・領域の年間指導計画の中に明記する。また、情報教育の年間指導計画を作成する。この際、各学校が、第 4 章で示した情報活用能力を身に付けさせる各教科等の学習活動を組み込むよう、教育委員会が指導しておくことが望ましい。

### (2) ICT 環境整備・運用の工夫

校内の教職員に、ICT 機器・システムの管理方法を周知するとともに、校内でより活用しやすくするための運用の工夫を図る。

例えば、校内で共有している ICT 機器の活用方法 (機器の操作手順、接続方法の明確化、教室への貸出しなどの運用方法)、コンピュータ教室の運用方法 (サーバや先生機・生徒機の操作手順の明確化、部屋のきまりなど) を示すなどの環境面での運用の工夫を図り、操作が苦手な教員にもわかりやすく伝わるようにすることが必要である。同時に、実際に ICT 機器をどのように活用するのかといった利用面での運用の工夫も非常に大切である。活用事例を校内で共有し、実践事例を校内の財産として蓄積するなどの工夫が必要である。ICT を活用した授業が予定される場合は、公開して、校内の教員で授業を参観し合うなど、自然に校内で学び合う雰囲気をつくるのが効果的である。

また、各教科会や学年会で、教科の指導経験が豊かな教員と ICT 機器の扱いの得意な教員が一緒になって、教科の学びを深めていける ICT の活用を考案し、授業づ



くりを行うなどの体制を整えていくことが重要である。

### (3) 校務の情報化による校務の効率化

学校CIO，あるいは，ここでは特に校長のリーダーシップのもとで，実務的な活動については副校長や教頭，教務主任等が連携して，校務の情報化を推進し，成績管理や校務分掌上の事務の効率化を図る。また，情報の共有によって，校内の児童・生徒理解を深めたり，作成した教材を共有，改善したりして教員相互に学び合い，教育の質の向上を図る。

校務の情報化は全員で一斉に取り組まないと意味をもたない。したがって，最初の段階では，スケジュールや連絡事項を共有したり，教材を共有したりするなど，比較的簡単にできることから始めていくようにする。そして，便利さを感じられる運用から，使わざるを得ない状況に進め，さらに，当たり前を活用している状況になり軌道に乗ってから，徐々に，成績管理などの重要な校務を情報化するよう，ステップを踏んで進めていくとよい。

### (4) リスクマネジメント

学校に適用される情報セキュリティポリシー等の規程を遵守し，その適切な運用を図るように，校内のマネジメントを図る。具体的には，基本方針と対策基準に従って，その運用を示した実施手順を作成し，具体化を図る（詳細は第6章第4節を参照）。また，日頃から児童生徒の個人情報保護等情報セキュリティ上の意識を高めるように啓発に努める。

### (5) 情報公開・広報・公聴（学校ウェブサイト）

学校における教育活動の情報提供に対する保護者のニーズに応え，保護者や地域住民の理解・信頼・協力を得るために情報の発信やコミュニケーションを促進する。具体的には，学校ウェブサイトや学校だよりを活用して学校情報を発信・共有するとともに，学校の方針や取組みについて広く意見を聴くことができるようにする。

なお，学校ウェブサイトでの発信においては，広報の担当者任せにするのではなく，管理職自らが，学校の方針，普段大切にしていること，ささやかでもとても大切なこと，頑張っている教員の姿などを積極的に発信することで，地域や保護者の応援を得られるだけでなく，校内の教職員の励みにもつながって効果的である。

### (6) 校内研修（教員の ICT 活用指導力の基準（チェックリスト）の活用）

教員の ICT 活用指導力の調査結果を踏まえ，計画的に授業研究の場を設定し，外部の専門家や ICT 支援員などを講師として ICT を活用した効果的な指導方法を研究する機会をつくる。ICT 機器の活用方法については，日常的に，自主的に校内で学び合う機会をつくる。

## (7) ICT 支援員の活用（教員の自立に向けての授業支援）

ICT 支援員は、機器のトラブルやネットワークの障害対応といった ICT 環境面での技術支援というよりは、むしろ、ICT を活用した授業の相談や支援といった利用面での支援で効果を発揮する。（図 10-5）

ICT を活用した授業に慣れていない教員は、どのような授業展開が考えられるのか事前に相談をして、実際に授業の支援も要請する。こうして、まずは、ICT を活用した授業等をすべての教員が自立して行うことができるようにすることが大切である。慣れてきたら、ほぼ一人で ICT を活用した授業ができるよう、教員一人一人の状況に応じた支援が求められる。

ICT 活用が自立できた教員に対しては、更なる要望に応じて「わかる授業」「魅力的な授業」の実現・発展に向けた多様な支援をするために、ICT 支援員を活用する。教員は、そもそも教科指導の専門家であるから、機器の扱いに慣れた次の段階として、「こんな活用はできないか」「このことを実現するためにどんな活用が一番効果的か」といった様々な要望が出てくることが予想される。したがって、ICT 支援員は、これらの教員の要望に応えられるよう、教科における活用や効果的な学習活動に関する情報を提供できることなども求められる。

なお、中学校や高等学校では、ICT を活用して成績処理などを行うことが定着しつつある現状から、校務での ICT 活用から始め、全員が活用してその便利さへの理解を共有することで、授業における ICT 活用へと意識を向けさせるといった工夫も考えられる。いずれにしても、導入期にはそのための支援が必要である。

以上述べてきた学校の ICT 化のサポート体制を図にまとめると、図 10-6 のようになる。

最後に、教育の情報化を進めるに当たり、教育委員会と学校の役割分担と、管理職がとるべきアクションについて自己評価し改善策を検討するためのリストを示す。

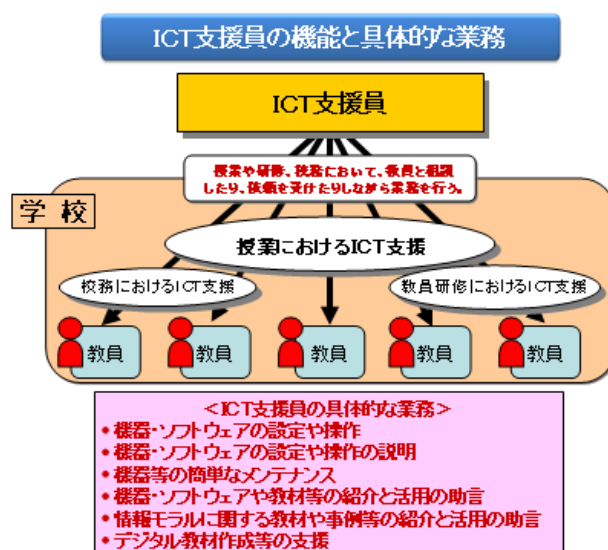


図10-5 ICT支援員の機能と具体的な業務

# 教育委員会と学校が連携した教育の情報化の推進体制

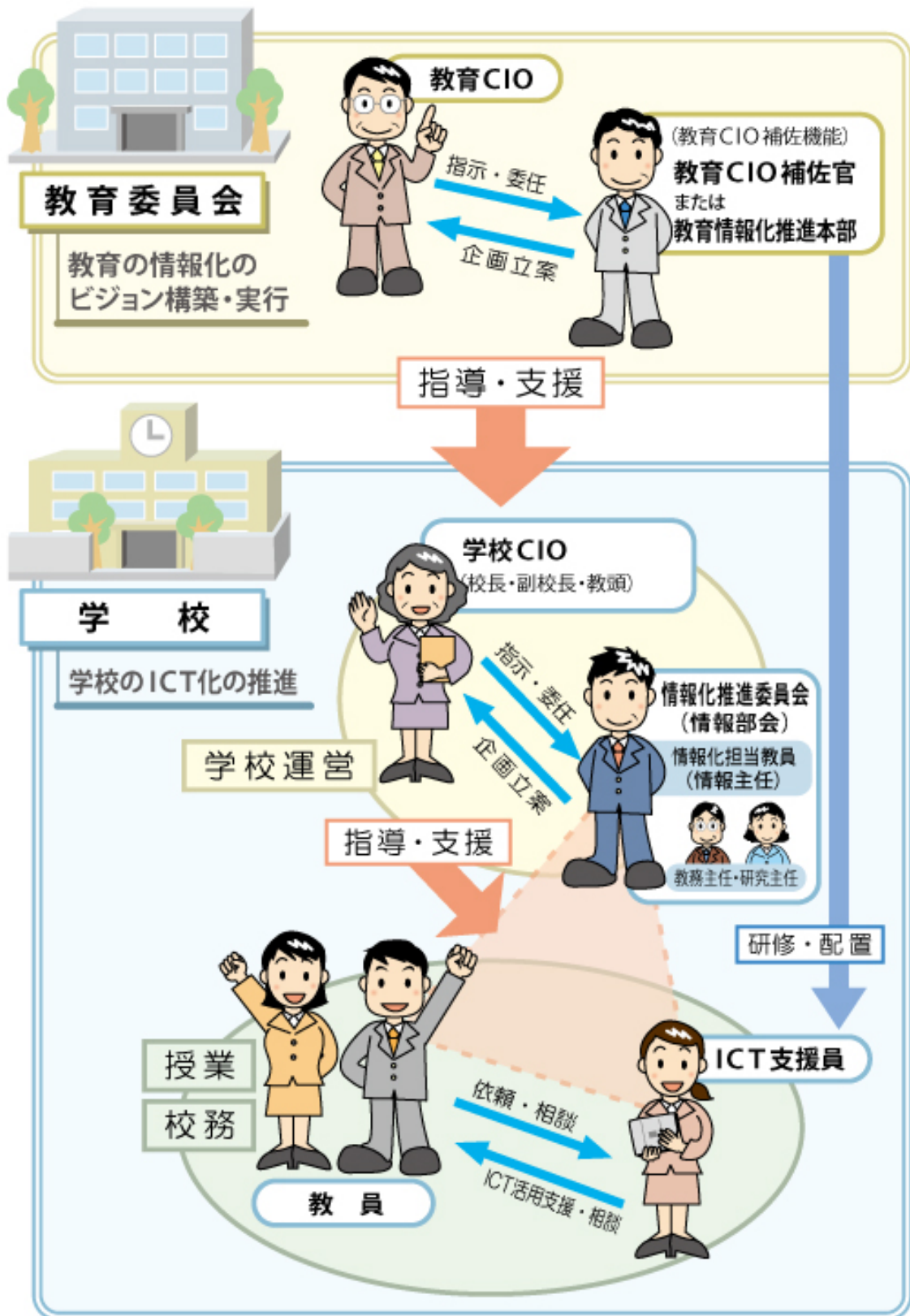


図 10-6 教育委員会と学校が連携した教育の情報化の推進体制  
(学校の ICT 化のサポート体制)

教育の情報化における教育委員会と学校の役割分担

	教育委員会 (教育 CIO)	学校 (学校 CIO)
教育の情報化のビジョン	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の情報化のビジョンの策定, 教育振興基本計画等への盛り込み</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育の情報化のビジョンの普及</li> <li>学校の実態に応じた重点的な取り組み</li> </ul>
推進体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育 CIO, 教育 CIO 補佐官の連携による情報化の推進</li> <li>情報化推進本部の設置</li> <li>推進担当部署の設置と組織横断的な取り組み</li> <li>学校の情報化を支援</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校長, 副校長 (教頭), 教務主任によるリーダーシップの発揮</li> <li>カリキュラムコーディネータとしての情報化担当教員 (情報主任)</li> <li>情報化を担当する校務分掌の位置付け</li> </ul>
情報化による授業改善と情報教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> <li>モデルカリキュラムの開発</li> <li>調査研究の推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程への位置付け</li> <li>実践と評価</li> </ul>
学校の ICT 環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> <li>整備計画の策定とそれに基づく整備</li> <li>実態調査の実施・分析</li> <li>システムの管理・保守の委託</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>運用・配置・活用の工夫</li> </ul>
校務の情報化	<ul style="list-style-type: none"> <li>システムの整備</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>効率化, 情報共有の実現</li> </ul>
リスクマネジメント	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校情報セキュリティポリシーの策定と監査</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校情報セキュリティポリシーの遵守, 運用</li> </ul>
情報公開・広報・公聴	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育委員会による情報発信</li> <li>パブリックコメント制度の活用</li> <li>コンテンツの配信</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>学校ウェブサイトによる情報発信</li> <li>保護者・地域住民との双方向コミュニケーション</li> </ul>
人材育成・活用	<ul style="list-style-type: none"> <li>管理職, 情報化担当教員 (情報主任) 等の研修</li> <li>外部人材の活用</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>校内研修</li> <li>ICT 活用指導力の育成</li> </ul>
ICT 支援員	<ul style="list-style-type: none"> <li>支援体制の整備</li> <li>ICT 支援員の雇用・配置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ICT 支援員の活用</li> </ul>
評価	<ul style="list-style-type: none"> <li>事業評価・学校評価</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>自己評価</li> </ul>

『学校の情報化』に向けた管理職のアクション」の自己評価

このチェックリストは、『学校の情報化』を進めるに当たり、管理職がとるべきアクションを自己評価するためのものです。

副校長や教頭、教務主任や情報化担当教員（情報主任）と一緒に5つの領域の各項目について、「あてはまる」「ややあてはまる」「あまりあてはまらない」「あてはまらない」の4段階で評価してみましょう。そして、評価の低い領域や項目について、改善のアクションを検討してみましょう。

	あてはまる	ややあてはまる	あまりあてはまらない	あてはまらない
<b>S：戦略的な学校経営</b>				
S-1 教育の情報化の重要性を理解し、職員会議や授業研究会等の場で、教職員に周知している。				
S-2 文部科学省等のホームページを閲覧し、教育の情報化に関わる施策等の情報収集を行っている。				
S-3 学校の情報化を推進するための校務分掌を組織し、適切な人材配置を行っている。				
S-4 教員の ICT 活用指導力向上のために学校内外での研修機会を提供している。				
S-5 学校の ICT 機器を最大限活用するために配置や利用の工夫を行っている。				
S-6 学校の情報化を支援する外部人材や技術サポートを活用している。				
S-7 ICT 環境整備の充実や情報化推進施策について教育委員会に要望したり、協議したりしている。				
<b>A：学力向上のためのICT活用</b>				
A-1 教材研究・指導の準備などに ICT を活用することを促している。				
A-2 週案のチェックや授業観察等で教室での日常的な ICT 活用を確認している。				
A-3 普通教室で用いるための教科指導用デジタルコンテンツを整備している。				
A-4 ICT 活用の学力向上への効果を学力テストの結果等で確認している。				

B：情報活用能力の育成と情報モラル教育への対応

- B-1 各教科の学習活動の中で情報活用能力の育成に配慮するよう教員を指導している。 

--	--	--
- B-2 総合的な学習の時間のカリキュラムに情報活用能力を育成する学習活動を組み込んでいる。 

--	--	--
- B-3 情報モラル教育を教育課程に位置付け、日常的な指導と組み合わせて計画的に実施している。 

--	--	--
- B-4 携帯電話やインターネットの安全な利用について保護者と連携した取り組みを行っている。 

--	--	--

C：校務の情報化と情報セキュリティへの対応

- C-1 校務の情報化を積極的に進め、校務の効率化を図っている。 

--	--	--
- C-2 校務処理のためのシステム、ICT 機器の整備に配慮している。 

--	--	--
- C-3 個人情報保護のための具体的な手順を策定し、徹底している。 

--	--	--
- C-4 著作権の遵守について、教職員、学習者や保護者の理解を促している。 

--	--	--

D：保護者・地域・学校外への広報・説明責任

- D-1 情報管理を徹底した上で学校ウェブサイトによる情報発信を積極的に行っている。 

--	--	--
- D-2 保護者・地域住民等に必要な情報公開を行っている。 

--	--	--